

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「いじめはどの学校、学級、児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心して学校生活を送る中で、さまざまな活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸ばすことができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。

本校では、家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめにつながるとと思われる言動がある場合は、適切かつ迅速に対処するためいじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条 定義 より抜粋）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめ防止のための教職員の指導力向上

（1）基本的考え方

- ・いじめ防止対策基本法や静岡県、牧之原市、相良小学校のいじめ防止対策基本方針について、十分な理解をする。
- ・日々、児童が「わかる授業」をめざし、どの児童も達成感や充実感を味わい、自己肯定感を高めるように努める。
- ・いじめを未然に防止するため、人との適切なかかわり方について、効果的な指導法について研修する。

（2）具体的な手立て

- ・年度初めに、全職員を対象としていじめ防止対策推進法といじめ防止基本方針についての理解を目的に、校内研修会を開催する。
- ・年間3回、いじめ防止研修を開催し、いじめの未然防止や早期発見早期対応について理解を深める。
- ・授業研究に努め、児童にとってわかりやすい授業づくりを推進する。

4 いじめの未然防止

(1) 基本的な考え方

- ・いじめはどの児童にも起こりうるものであるという基本認識を踏まえ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に全職員で取り組む。
- ・児童同士、児童と教職員の信頼関係を築く。
- ・誰もが学びやすい授業を構想し、児童が主体的に参加・活躍できるよう心掛ける。

(2) 具体的な手立て

- ・いじめ未然防止についての共通理解を図る教職員の研修を行う。
- ・いじめに向かわない態度、能力を育てる取組のため、「静岡県版 SEL (ソーシャルエモショナルラーニング)」を活用し、適切な人との関わり方や気持ちの整え方について学習する機会を設ける。
- ・児童の自己肯定感や自己有用感を高める取組として、「かがやきみつけ」を軸に、児童同士の認め合いの場を設定する。
- ・授業や日常の活動の中で、教職員は児童の頑張りや活躍を積極的に価値づけ、認める。
- ・児童が自らよりよい人間関係づくりや安心して過ごせる学校づくりを考えるために、児童が進んでよりよい学校づくりに参画する態度を育てる。

5 いじめの早期発見

(1) 基本的な考え方

- ・教職員が意識的に児童の様子に気を配り、児童の些細な変化に気付くことでいじめの早期発見につなげる。

(2) 具体的な手立て

- ・牧之原市教育委員会の「学校アンケート」を年間3回、実施する。
- ・アンケートの中から、いじめにつながる可能性があるものについては、学校いじめ防止対策委員会に報告し、組織的に対応する。
- ・いじめと思われる言動を受けたり見聞きしたりした時には、大人（保護者・教職員）に知らせる勇気を持つように伝える。
- ・教職員は児童の話聞き、思いを受け止めながら関わることを通して、児童との適切な信頼関係の構築に努める。

6 いじめに対する組織的対応

(1) 基本的な考え方

- ・いじめにつながると思われる言動を見つかったり相談を受けたりした場合は、特定の教職員で抱え込まずに速やかに学校いじめ防止対策委員会に報告し、管理職も含めて組織で対応する。
- ・必要に応じて警察や児童相談所、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーな

どの専門機関と連携を取り、保護者の協力を得ながら対応する。

(2) 具体的な手立て

①いじめの発見・相談を受けた時の対応

- ・遊びや悪ふざけなど、些細な出来事に対しても「いじめにつながる」という意識を持ち、対応する。
- ・児童や保護者から「いじめではないか」と相談があった場合には、真摯に話を聞き、被害児童や相談してきた児童に寄り添った対応をする。
- ・速やかに事実確認をする。
- ・臨時に学校いじめ防止対策委員会を開催し、情報共有と対応の役割分担をする。
- ・いじめにつながる言動があると判断した場合は、牧之原市教育委員会へ報告する。また、犯罪行為等が見られた場合は、警察署に相談や通報をする。

②関係児童とその保護者への対応

- ・教職員は児童に対して事実の確認をし、保護者へ伝え、家庭との連携を図り問題の解決につなげる。
- ・児童が安心して過ごせる環境を整える。
- ・状況に応じてスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの協力を得る。
- ・いじめが解消したと判断された場合についても、見守りを続ける。

③周囲の児童への働きかけ

- ・いじめ問題について、児童が自分たちの問題として受け止め、主体的に対処できるように指導する。

④情報モラル教育

- ・情報モラル教育の推進と保護者への啓発活動を行う。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある場合には、関係機関との連携を図る。

7 学校いじめ防止対策組織

(1) 学校いじめ防止対策委員会

- ・月1回の定例会と即時対応のための臨時会を開催し、以下の内容について協議や対応をする。
- ①基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行、検証、修正の中核を担う。
- ②いじめの疑いがある事案や児童の問題行動等に関する情報共有と協議をする。
- ③いじめに関する相談、早期発見の窓口となる。
- ④いじめにつながる情報があった場合には、速やかに臨時会を開催して対応に当たる。

(2) 構成員

常任委員	校長 教頭 主幹教諭(教務主任) 生徒指導主任 人権教育担当教諭 養護教諭 スクールソーシャルワーカー スクールカウンセラー
臨時委員	学年主任 学級担任

※常任委員は、定例会、臨時会に参加する。参加できない場合には議事の内容を共有する。

※臨時委員は、いじめ対応のために必要に応じて参加する。

(3) 関係機関

・牧之原市教育委員会 ・牧之原警察署

※必要に応じて、関係機関と連携を取りながら対応に当たる。

※事案の状況により、記載のない機関にも協力を求める場合もある。